

富田林市条例第 号

富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

富田林市附属機関の設置に関する条例（昭和38年富田林市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

富田林市学童クラブ利用承認審査会	学童クラブの利用申請をした児童のうち配慮を要すると認められる児童の利用承認に関する事務
------------------	---

」

を

「

富田林市学童クラブ利用承認審査会	学童クラブの利用申請をした児童のうち配慮を要すると認められる児童の利用承認に関する事務
富田林市観光ビジョン策定委員会	富田林市観光ビジョンの策定等に関する事務

」

に、

「

富田林市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立認可及び行政処分に係る審査に関する事務
--------------------	------------------------------

」

を

「

富田林市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立認可及び行政処分に係る審査に関する事務
富田林市障がい者地域自立支援協議会	相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に係る包括的かつ予防的なシステムづくりに関する事務

」

に改め、同表教育委員会の項中

「

富田林市いじめ問題対策委員会	市立小中学校におけるいじめ防止等の対策に関する事務
----------------	---------------------------

」

を

「

富田林市いじめ問題対策委員会	市立小中学校におけるいじめ防止等の対策に関する事務
富田林市きらめき創造館運営協議会	富田林市きらめき創造館における事業の運営等に関する事務
富田林市きらめき創造館運営業務委託事業者選定委員会	富田林市きらめき創造館運営業務委託事業者の選定に関する事務

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。